平成２３年（フ）第５３４８号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番60―502号
債務者　柿原　智美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７２号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番109―404号
債務者　冨髙　敏健
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７３号
大阪市福島区大開２丁目５番28―405号、前住所大阪市福島区海老江７丁目13番10号
債務者　山名　康代
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２４号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目２番７号
債務者　大田伸吾こと　康　　伸吾
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２５号
大阪府東大阪市中石切町３丁目10番22号　ツイン石切Ⅱ201号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４０号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目３番５―1206号　鶴窪方
債務者　入船　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４３号
大阪府寝屋川市河北西町９番５号
債務者　相良　浩子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５２号
大阪市大正区小林西２―15―37　103号、住民票上の住所大阪市大正区平尾５丁目15番17―504号
債務者　具志堅将敏
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５３号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番10―207号、前住所大阪市鶴見区横堤２丁目５番55―909号
債務者　齊藤　健司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８号
大阪府和泉市唐国町１丁目17番53号
債務者　赤石理恵子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
長崎県長崎市戸町２丁目173番地９　市営二本松アパートＤ２棟206号
債務者　小淵　郁子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１５号
札幌市中央区南18条西17丁目１番25―311号
債務者　山口美惠子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９２号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―1223号
債務者　川野　優子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６７号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目11番地１　ロータス三井307号
債務者　織笠　　章
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８０号
北海道江別市大麻南樹町６番地　R22―23
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９２号
札幌市白石区栄通７丁目８番18―105号
債務者　林　　隆志
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１１号
札幌市白石区菊水３条１丁目８番３―310号
債務者　白川真裕美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２６号
札幌市清田区北野４条３丁目４番26号　ビューティ４・３Ｂ―106号
債務者　田村　優枝（旧姓屋代）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部